

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

長浜市家庭児童相談システム導入等業務について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月16日

長浜市長 浅見 宣義

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度 長こ家第1号

長浜市家庭児童相談システム導入等業務

(2) 業務の目的

現行の家庭児童相談システムの保守期限満了に伴い、新たな家庭児童相談システム（以下「本システム」という。）を導入するにあたり、児童相談のほか、女性相談、母子・父子自立支援相談、こども家庭センター相談、母子保健相談・成人相談についても管理可能なシステムを導入することにより、円滑な情報連携を可能にするとともに、切れ目のない包括的な支援の実現を図る。

(3) 業務の内容

(1) システムの構築

- ① 本システムは、本市が保有する基幹系仮想化基盤（以下「本市仮想化基盤」という。）上に構築すること。

本市仮想化基盤は、下記の数・容量内を想定しており、提案するシステムは、その範囲内で構築すること。

リソース名	全体想定量※
vCPU 数	12 コア
メモリ容量	48GB
HDD 容量 (OS 領域を含む)	900GB

※本システムを構成する全仮想マシン（3台以内を想定）のリソース合計量

- ② サーバOSソフトウェアは、本市が提供するものを使用すること。
- ③ データベースソフト等、その他本システムの稼働に必要なソフトウェア、ライセンス類は、受託者にて調達すること。
- ④ サーバOS立ち上げまでは本市にて対応することとし、サーバOSのシステムに合わせた設定、その他必要な作業は受託者にて対応すること。なお、サーバOSは、WindowsServer2019 及び WindowsServer2022 のみ仮想マシンテンプレートからクローン作成が可能である。
- ⑤ 本市では仮想化基盤の機能として、仮想マシン全体のバックアップ (DtoD) を提供しており、必要とする場合は利用することができる。

※本システム稼働当初にフル、平日日次で増分バックアップを実施する。

- ⑥ サーバのウイルス対策ソフトは本市で導入する。

(2) パソコン、プリンタ、その他周辺機器の導入

以下に示す性能と同等以上のノートパソコン 26 台、モノクロプリンタ 1 台を導入すること。

■ノートパソコン

Windows 10 Pro 64 ビット 又は Windows 11 Pro 64 ビット

CPU:インテル Core i3-1115G4

メモリ: 8GB

ディスプレイ: 15.6 型 ノングレア液晶 1,366×768 ドット

ストレージ: SSD 128GB 以上

Office: Microsoft Office Home & Business 2021

■モノクロプリンタ

プリント方式: LED 乾式電子写真方式

解像度: 1,200×1,200dpi

連続プリント速度: A4ヨコ: 39項/分以上

インタフェース: イーサネット (1000BASE)

消費電力: 1,200W以下

トレイモジュール (給紙容量300枚以上) を装着し、2段トレイ (A3とA4) とすること

ただし、ソフトウェアの導入については、当市が既に所有しているノートパソコン 25 台 (Dynabook 株式会社 dynabook B65/EP: 21 台、富士通株式会社 LIFEBOOK A5515/MX: 4 台) を含む計 51 台に対して行うこと。

また周辺機器として、マウス (光学式・有線タイプ)、セキュリティワイヤー、南京錠、カードリーダー (SONY RC-S300) を、各 26 式導入すること。

導入する機器の調達、設定にかかる費用は提案時の見積もりに含めること。

(3) ソフトウェアの導入

児童相談等に係るパッケージシステム及び関連ソフトウェアの導入並びに環境設定を行うこと。

(4) カスタマイズ

当市が提示する仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、必要に応じてカスタマイズすることにより対応すること。

(5) 保守対応

ソフトウェア等の保守においては以下について対応すること。

- ① 安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。
- ② 関係法令の改正等への早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。
- ③ システムバージョンアップを年1回以上は実施すること。
- ④ ソフトウェアの操作、運用の問合せに対して、的確に対応すること。

- ⑤ ④の問い合わせがあった場合には、速やかに対応し、システムが正常稼働するよう対策をとること。
- (6) 操作研修の実施、操作説明書の提供
- ① 本システム導入に際し、利用者向けの操作研修を実施すること。
- ② 操作研修の内容は以下のとおりとする(集合研修を想定)。
- 対象者 : 15名程度/回
- 回数 : 4回(R7年2月頃 2回・R7年4月頃 2回)
- 研修時間 : 1回2～3時間程度
- (7) 既存システムからのデータ移行
- 当市が現在使用するシステムに登録されるすべてのデータを本システムに移行し、使用または閲覧に係る権限の範囲内で、円滑に運用できるよう対応すること。
- データ量(概要): 児童数 約5,500人、相談件数 約6,500件、行動実績 約300,000件
- ※データ移行の可否やそれに要する費用については、以下担当者へ事前に確認し、提案時の見積もりに含めること。
- (8) その他本システムの構築及び導入に必要な作業
- (4) 業務期間
- ア 導入期間: 契約締結日の翌日から令和7年3月30日まで
- イ 運用期間: 令和7年3月31日から令和12年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

2 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 令和6年度の長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 公告の日の属する年の前5年以内に、地方公共団体において家庭児童相談システムの導入等に係る業務を履行した実績を有すること。
- (6) ISMS認証(IS027001)又はプライバシーマークの認証を受けていること。

3 選考方法

上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画・技術提案書の書面審査及びヒアリング審査を行い、その内容を長浜市家庭児童相談システム導入等業務プロポーザ

ル選定委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

なお、審査項目は次のとおりとする。

- ① 組織評価（業務執行技術力、実施体制）
- ② 提案内容評価（取組方針、内容の的確性、機能要件一覧表の得点等）
- ③ 事業費評価（価格見積書の内容）

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

長浜市健康福祉部 こども家庭支援課 家庭児童相談室（担当 職員・堤）

電話 0749-65-6544 F A X 0749-64-1767

メールアドレス kajisou@city.nagahama.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和6年4月16日（火）から同年5月8日（水）午後5時までとする。

イ 交付場所

長浜市ホームページにおいてダウンロードするものとする。

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、企画・技術提出書等作成要領その他の資料（以下「実施要領等」という。）

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書（様式第1号）を電子メールにて提出すること。

メールアドレス：kajisou@city.nagahama.lg.jp

※必ず電話にて担当課の受信完了を確認すること。

イ 質問期限

令和6年4月23日（火）正午まで（必着）

質問期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

長浜市ホームページに掲載する。

エ 回答日

令和6年4月26日（金）予定

(4) 参加申込の手続

ア 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領等及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類をデータで提出すること。

(ア) 参加申込書（様式第2号）

(イ) 導入実績報告書（様式第3号）

（本プロポーザル実施要領の6(5)「公告の日の属する年の前5年以内に、地方公共団体において家庭児童相談システムの導入等に係る業務を履行した実績を有すること」が分かる書類）

(ウ) 導入実績報告書に記載された各実績を証する書類（例：契約書の鑑の写し等）

(エ) 会社案内及び会社概要（組織においては、体制等が分かる資料）

(オ) 決算書（直近事業年度の貸借対照表と損益計算書が掲載されているもの）

(カ) ISMS認証（ISO27001）又はプライバシーマークの認証を受けていることが確認できる書類の写し

※(イ)について、公告の日の属する年の前5年以内に提案者が同種のシステムを導入した地方公共団体のうち、当市と同規模程度（人口115,000人程度）の団体への導入実績について、利用児童数の多い順に最大5件まで記載すること。同規模程度の実績がない場合は、主たる実績を記載すること。

なお、記載に当たっては、当初契約時点における情報を記載すること。

※(ウ)について、契約相手方との取り決め等により書類の提出が困難な場合は、その旨を担当課まで申し出ること。この場合、担当課において導入先団体へ個別に確認を行う場合がある。

イ 提出期限

令和6年5月9日（木）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールにて提出すること。

メールアドレス：kajisou@city.nagahama.lg.jp

※必ず電話にて担当課の受信完了を確認すること。

エ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和6年5月13日（月）に電子メールで送信する。

(5) 企画・技術提案書の提出

ア 提出書類

参加資格審査確認結果通知書により提案者として認められたものは、実施要領等及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。また、提出書類の作成に当たっては、本プロポーザル企画・技術提案書等作成要領を参照すること。

(ア) 企画・技術提案書（正本）1部

(イ) 企画・技術提案書（副本）8部

(ウ) 機能等要件一覧表 9部

(エ) 「導入予定のシステムが、継続して3年以上の稼働実績があるパッケージ製品であること」が分かる書類（例：契約書の鑑の写し等） 1部

(オ) 見積書（見積明細書含む。） 1部

※(エ)について、要件を満たす場合のみ添付すること。なお、要件を満たすことを確認

できる書類の提出が困難な場合は、その旨を担当課まで申し出ること。この場合、担当課において導入先へ個別に確認を行う場合がある。

イ 提出期限

令和6年5月20日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は持参

郵送の場合、郵便事故等により提出期限までに提出先へ到達しなかった場合であっても、市は責任を負わない。

エ 提出先

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地（長浜市役所本庁1階）

長浜市健康福祉部 ども家庭支援課 家庭児童相談室

(6) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和6年5月24日（金）

イ 実施場所 時間、場所等の詳細については、別途連絡する。

ウ 提案時間 30分間以内

エ 質疑応答 20分間程度

オ 複数の提案者がいる場合の説明の順番は、企画・技術提案書等を受け付けた順とする。

カ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

キ プレゼンテーションソフト（Power Point等）を利用して説明する場合は、使用するパソコンは提案者が準備し、画面を表示する機器、当該機器に接続するための備品等は市が準備する。なお、プレゼンテーションソフトの使用は、審査を受ける上での絶対条件ではない。

ク 説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。

(7) 審査の結果通知

ア ヒアリング審査を受けた全ての者に対し、審査結果を通知する。

イ 通知時期

令和6年6月13日（木）予定

5 その他の留意事項

本プロポーザルの詳細は、実施要領等による。